

令和7年度 新潟市水道局入札等評価委員会 後期定例会議

【日 時】 令和7年12月23日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

【会 場】 新潟市水道局 水道研修センター2階 研修室

【出席者】 委員長 松岡 立行（弁護士）

委 員 今井あかね（大学教授）

委 員 梅澤 克博（公認会計士）

委 員 石塚千賀子（大学准教授）

委 員 澤栗 裕美（公募委員）

（司 会）

ただいまより、令和7年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、経理課の白川と申します。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、資料のご確認をお願いいたします。本日、配付させていただきました資料は、1枚目が次第、2枚目が委員名簿、3枚目が座席表、4枚目が指名停止等措置要領及びその運用基準の抜粋、5枚目6枚目が、A4横の抽出事案に対する回答一覧表となっております。それらに加え、事前にお配りしました報告資料と別冊資料となります。お手元にごございますでしょうか。

事務局から連絡事項になります。本委員会は、要綱により議事概要を公表することになっております。会議録を作成する関係から録音させていただいております。なお、会議録については、後日、ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。また、本委員会は、公開会議としております。本日は3名の傍聴者の方がお越しです。なお、写真撮影も認めておりますので、あわせてご了承ください。

それでは、委員の方をご紹介します。

議事の進行をお願いいたします。松岡委員長でございます。よろしく願いいたします。

次に、今井委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、梅澤委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、石塚委員でございます。よろしく願いいたします。

次に、このたび12月より委員になられました澤栗委員でございます。よろしく願いいたします。

続いて、水道局側の出席者を紹介いたします。お配りしました資料の座席表をご覧ください

い。それぞれの職員の紹介は省略させていただきますが、総務部長、所属長6名にてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、総務部長の小柴よりごあいさつ申し上げます。

(総務部長)

委員の皆様、本日は年末のお忙しい中、委員会にご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

早いもので、今年も残りわずかとなりました。私ども水道事業の決算期は12月ではなくて3月までなのですけれども、事業年度のおよそ4分の3が終了したところでございまして、今年度の経営状況はどんななのかということで少しお話をさせていただきます。11月末時点での給水量、これはお客様のメーターが回った量なのですが、その給水量が今年の同時期と比べますと、1.3パーセントほど減っております。やはり理由としては、人口減少の影響が大きいのかと考えております。新潟市の人口なのですが、11月末時点で75万5,000人。昨年の11月末と比べますと6,000人ほど減っております。毎年、ここ最近では新潟市の人口5,000人ぐらいつ減ってきておりまして、その傾向に歯止めがかからないというような状況でございます。

私ども、水が売れてこそその仕事でございますので、予算編成の段階で水量が減るというのはある程度見越しております、大体このくらい減るだろうという範囲内で今のところ収まってはいるのですけれども、料金の収入が水道事業の基盤でございますので、やはりそこは私ども非常に不安視しております、今後の状況の推移を見ていかなければいけないなと思っております。

ちなみに全体収支なのですけれども、今年度の純利益ですが、1月に料金の改定をさせていただきました関係で、今年度3月末までの決算では大体16億円くらい黒字を出せるかと今のところ見込んでおります。

さて、本日の委員会でございますが、令和6年度の下半期と今年度の上半期に契約をいたしました工事案件を中心に、委員の皆様からご審議いただきたいと思っております。水道事業も典型的な装置産業でございます、整備した施設がお金を稼いでくれて、それで運営するという事業でございます。水を手作りして、私どもが売りに行くということは、事実上、困難でありますので、やはりその施設をしっかりと作って、それで稼いでいくということが事業の根幹でございます。そういう意味では、施設を整備するということが事業の肝心要の部分でございますので、その工事の契約手続きが適正に行われているかというのが、やはり重要な部分なのかと思っております。委員の皆様からは、どうぞ忌憚のないご意見を頂ければと思っております。

なお、水道事業については、専門的な言葉が非常に多く出てまいりますので、その都度ご

遠慮なくご質問等を頂ければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(司 会)

それでは、これより議事に入りますが、これより先は委員長に進行をお願いしたいと思います。松岡委員長よろしくお願いたします。

(松岡委員長)

委員の皆様、本日はご出席いただき、ありがとうございます。

本日の日程は次第のとおりとなっておりますが、おおむね4時頃の終了を予定しております。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでははじめに、発注工事総括表及び落札率の推移について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

経理課長の野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度新潟市水道局入札等評価委員会資料の目次をご覧ください。資料の構成は記載のとおりとなっております。それでは、早速ですが、資料の1ページ、A3横の「発注工事総括表」をご覧ください。

昨年度と今年度を比較した表を掲載しています。今年度の委員会において審査の対象となる案件は左側の表となります。令和6年度下半期から令和7年度上半期の12か月間に契約した税込250万円及び400万円を超える工事の契約状況となっております。

表が三つに分かれていますが、1番上の表は1年間分の合計件数、契約金額、平均落札率を入札方法別に記載しており、2番目の表は令和6年度下半期の内訳となります。1番下の表が、7年度上半期の今年9月までの数値になります。1番下の表の注意書きにもありますが、今年の4月に地方公営企業法施行令の少額随意契約の基準額が約50年ぶりに改正されました。建設工事につきましては、250万円から400万円に引き上げられたことから、令和7年度上半期は400万円を超える契約件数、金額、落札率を記載しています。

今回の対象期間に契約した件数などは左側の表になりますが、1番上の総件数は170件で、当初契約金額は83億5,265万円余りでございます。平均落札率は91.81パーセントとなっております。総件数で右側の表の昨年度と比較しますと、12件の減となっておりますが、契約金額は約5億3,600万円余り増加しています。その内訳は、2番目3番目の表になります。

2番目の表では、左の表の6年度下半期分と右の表の5年度下半期を比較したところ、契約件数の合計92件は、昨年度から6件増加していますが、契約金額は約20億7,000

円余り減の総契約金額25億6,200万円余りとなっています。これは右側の表、令和5年度下半期で、総件数86件の46億3,300万円余りとなっていますが、その下の制限付一般競争入札で、1億円を超える高額案件が12件ありましたが、左側の6年下半期は6件に減少したことによるものです。

中段の表の2つ下の一者随意契約では、件数は同じですが、契約金額は約半分の1億7,200万円に減少いたしました。これは浄水場関連や配水管撤去工事などの比較的金額が低い案件が多かったことから、16件と件数は同じですが、契約金額は減少いたしました。

1番下の令和7年度上半期の表は、対象となる金額が400万円超えとなり、総件数が78件で、契約金額が57億8,900万円余りとなっています。対象金額が上がりましたので、件数は減りましたが、契約金額は26億円余り増加しています。これは令和7年度から10年度までの4か年継続事業である巻浄水場施設整備事業が始まったこと、またそのほかにも、有明大橋添架送水管修理工事など2件の水管橋工事で、5億円超えなどの大型工事の契約を締結したこと。さらには、能登半島地震における下水道復旧工事に併せて、配水管布設工事の復旧工事9件を契約するなど、7年度上半期だけで1億円以上の工事が10件増加したことが主な理由になります。

令和7年度に入り、金額が大きくなっていますが、これはマスタープランに掲げています強靱に該当する浄配水施設・管路施設の計画的更新、耐震化を着実に進めているものです。

3ページをご覧ください。こちらは「水道局における発注工事件数と落札率の推移」になります。年度の上半期、下半期別に、契約件数を棒グラフで表し、落札率を折れ線グラフで、それぞれ上半期をオレンジで表し、下半期をブルーで表しています。令和5年度下半期の落札率が92.65パーセントとやや高くなっております。これは浄水場関連での鋼構造物や機械器具設置・電気工事における落札率が高かったことによるものです。

浄配水場関連の工事につきましては、公共単価ではない見積単価を設計に採用しておりまして、設備特有の材料費や機器費の工事費全体に占める割合が高くなる傾向があります。発注時の設計書の中でも、機器費等は見積額を明示し、公表していることから、予定価格に近い工事費になり、落札率も高くなる傾向があります。

今年度上半期の件数は78件と、昨年の96件に比べ18件減少いたしました。これは冒頭で申しました、集計対象としている契約金額を400万円を超える工事としたことから、件数は減少しています。

落札率につきましては、91パーセントの推移です。

ページの中ほど以降は、水道局における入札改革を時系列で記載しています。平成15年度官製談合事件による入札・制度改革の実施から現在までの制度につきましては、新潟市と

同様に実施してきたことから、項目の説明は省略させていただきます。

以上簡単ですが、発注工事の総括及び落札率の推移について説明を終わらせていただきます。

(松岡委員長)

ありがとうございます。ただいまの報告について、質疑等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に無いようであれば、続きまして、苦情処理・指名停止・談合情報につきまして、報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、最初に苦情処理についてです。インデックス2の5ページをお開きください。苦情処理については、該当がありませんでしたので、報告を省略させていただきます。

続きまして、インデックス3の7ページをお開きください。指名停止措置の事案について、報告いたします。最初に、令和6年度下半期分から説明いたします。指名停止については、市と同様の基準となることから、市の指名停止と同様に、局でも指名停止を行っております。

それでは、1番、「日本トータルテレマーケティング株式会社」になります。指名停止理由は、当該業者の社員が、京都府京都市が発注する新型コロナウイルスワクチン接種関連業務において、詐欺の疑いで令和6年6月11日に逮捕された。この事実は、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領別表第2第7号（不正または不誠実な行為）に該当するため、令和6年10月2日から令和6年11月1日まで1か月の指名停止を措置しました。

次に、2番、「株式会社日建技術」になります。新潟市の案件です。指名停止理由は、令和6年10月31日に行われた、本市発注の東区管内舗装現況調査業務委託の指名競争入札において、落札決定後に、仕様書の要件を満たす技術者の不在を理由として契約を辞退した。この事件も1番同様に同措置要領別表第2第7号（不正または不誠実な行為）に該当するため、令和6年11月27日から令和6年12月26日まで1か月の指名停止を措置しました。

続きまして、3番、「パナソニック産機システムズ株式会社」、「パナソニック環境エンジニアリング株式会社」及び「パナソニックEWエンジニアリング株式会社」になります。指名停止理由は、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として配置したとして、令和7年1月31日、各地方整備局等から建設業法違反による監督処分を受けた。この事実は、同措置要領別表第2第6号（建設業法違反行為）に該当するため、令和7年2月26日から令和7年3月25日まで1か月の指名停止を措置しました。

続きまして、次の8ページをご覧ください。4番、「株式会社晴耕舎」になります。指名停止理由は、長岡市内の建物解体工事において、令和5年12月12日に発生した工事関係

者の死亡事故に関して、労働安全衛生法違反で株式会社晴耕舎及び同社の社員が罰金の略式命令を受けた。この事実は、同措置要領別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）に該当するため、令和7年3月31日から令和7年4月13日まで2週間の指名停止を措置しました。

続いて、5番、「株式会社アグロジャパン」になります。指名停止理由は、山形県発注の豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会発注の動物用ワクチンの入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月13日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。この事実は、同措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反行為）及び同措置要領運用基準第13の4、課徴金減免制度の適用に該当するため、令和7年3月31日から6月30日までの3か月の指名停止を措置しました。なお、ここに記載の課徴金減免制度の適用とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告し、課徴金が減免された場合に指名停止期間が2分の1になるものです。

令和6年度下半期分は、以上5件になります。

次の9ページからは、令和7年度上半期分の措置になります。

1番、「新明和工業株式会社」になります。指名停止理由は、機械式駐車装置設置工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。この事実は、同措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反行為）及び同措置要領運用基準第13の4、課徴金減免制度の適用に該当するため、令和7年5月2日から8月1日まで3か月の指名停止を措置しました。

2番、「株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ」になります。指名停止理由は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会発注の特定テストイベント・本大会業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。この事実は、同措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反行為）及び同措置要領運用基準第13の4、課徴金減免制度の適用に該当するため、令和7年7月28日から10月27日まで3か月の指名停止を措置しました。

3番、「株式会社イノベンチャー」になります。水道局の案件です。指名停止理由は、本局発注の管2老支6第2号配水管布設工事において、竣工検査の結果、工事成績評定の合計点が44点の工事成績不良であった。この事実は、同措置要領別表第1第9号（工事成績の不良）及び同措置要領運用基準第11、工事成績の不良に該当するため、令和7年8月21

日から11月20日まで3か月の指名停止を措置しました。

(事務局)

技術管理室の帆苅でございます。

水道局の工事成績不良の内容について、少し補足をさせていただきます。本工事は、再三の注意、指導にも関わらず、適切な工程管理を怠った結果、2回の工期の延長を行いまして、4か月の竣工遅延が発生いたしました。

また、目視可能である北陸ガス管の建設機械による毀損や歩行者用信号機を毀損したにもかかわらず、事故を隠蔽し、中央警察署の指摘により発覚するなど、極めて悪質な対応がありました。さらに、提出された工事資料には、実施していない工事費用の記載や一部法律上違反が判明しまして、工事期間中に口頭注意を4回、文書注意を3回行うなど、極めて不誠実な施工が行われました。このため、水道局工事成績評定評価委員会の審議により、工事評定を4.4点とし、指名停止措置要領による工事成績4.5点未満については指名停止3か月とするという運用基準に基づきまして、指名停止をしたものです。内容については以上になります。

(事務局)

令和7年度上半期は以上3件となります。

なお、次の11ページには、ただいま報告いたしました、事案の指名停止の根拠となっております、指名停止等措置要領及び同措置要領運用基準を抜粋したものをお付けいたしました。先ほどの机上配付資料とあわせ、後ほどご覧ください。

続いて、13ページをご覧ください。談合情報についてでございます。苦情処理同様、該当がありませんでしたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(松岡委員長)

ただいまの報告について質問等はございますでしょうか。

(石塚委員)

詳しくないので教えていただきたいと思うのですが、1か月や3か月の指名停止があっても、報告のような悪質なものであっても、その指名停止期間が終了すれば、罰が終了するというという感覚なのか、それとも何か記録され、その後の指名や入札に影響があるものなのでしょうか。

(事務局)

指摘いただいたように、指名停止の期間が終了いたしますと、その後、その業者に対する考え方を变えるということは今現在しておりません。一応、その指名停止期間が終了したと

ということで、その事案については、そこで清算する考え方で、その後、入札等であえて除外するとか、そういう特別なことはしておりません。しかし、建設工事における品質の確保という点からも、市民の大切な水道管ですので、水道局としても最後の案件のような施工不良や虚偽の報告は二度とあってはならないので、防止策は今後考えていかなければいけないなど。業者側にも改めて指導を行う必要があると考えています。

(石塚委員)

難しい問題ですね。ご回答ありがとうございます。私も品質の点で、何か罰してほしいというよりも、何かあるときにやはり原因というのは会社の経営とか、方針とかが、どうしても根っこにあることが多いので、防止できるものであれば防止というようなことができないかなと思った次第でございます。ありがとうございます。

(事務局)

すみません、技術管理室ですけれども、一般的には回答のとおりなのですが、そのほかに、水道局では3,000万円以上の工事の65パーセントを総合評価方式という発注方式で行っております。これは価格と技術力を総合で評価して、入札業者を決めるという方式です。その中の評価項目において、直近3工事の成績の平均を加点要素にしておりますので、そういった意味では極端に低いような工事成績であった業者は取りづらくなるといういますか、技術力の面で評価が落ちてしまうという間接的な影響はございます。

(松岡委員長)

ほかに質問ございますでしょうか。無いようでしたら、続きまして、抽出した工事事案についての審議に入りたいと思います。

まず最初に、基本的な工事契約の流れについて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、インデックス5の15ページをお開きください。基本的な工事契約の流れの表になります。工事契約は大きく3つに分類されます。左から「一般競争入札」、「指名競争入札」、「一者随意契約」になります。「一般競争入札」は工事費1,000万円以上を対象とし、価格競争または総合評価方式による入札方法にて契約業者を決定しています。「指名競争入札」は、入札参加資格者名簿に掲載されている事業者を水道局が指名して、入札を行い、契約業者を決める方法になります。また、「一者随意契約」は、特段の理由があることから、特定の業者と契約しなければならない契約種別になります。なお、ここには掲載されていませんが、指名競争以下の金額の低い案件については、簡易な見積合わせを各担当課にて行い契約しています。契約までの大まかな事務フローは記載のとおりです。発注課において、仕様書、設計書、予算執行伺まで作成し、中段以降の予算執行伺から下が契約担当部

署になり、最後の入札結果の公表から契約締結まで行います。以上、簡単ですが、入札・契約行為の基本的な流れについて説明を終わります。

(松岡委員長)

続きまして、抽出した工事事案についての審議に入りたいと思います。はじめに、本日審議を行う事案について、抽出を担当されました梅澤委員から抽出理由等の説明をお願いいたします。

(梅澤委員)

それでは、抽出理由について説明申し上げます。インデックス6が貼られている資料17ページ、「抽出事案一覧表」をお開きください。①から順に説明しますので、表の右側、抽出理由をご覧ください。

①一般競争入札での申請1者かつ落札率が高くなった経緯を知りたい。2つ目以降、順次申し上げます。②落札率は92.73パーセントとやや高くなった経緯を知りたい。③辞退3者のうえ、落札率が93.03パーセントとやや高くなった経緯を知りたい。④無効5者のうえ、落札率は93.08パーセントとやや高くなった経緯を知りたい。というのが制限付一般競争入札の4件です。

続いて、指名競争入札3件です。⑤指名9者に対して辞退・棄権6者と多くなった経緯を知りたい。⑥辞退7者、無効1者のうえ、落札率が98.59パーセントと高くなった経緯を知りたい。⑦辞退・棄権6者、無効2者となった経緯を知りたい。以上が指名競争入札3件です。

最後に一者随意契約として⑧落札率が90パーセントを下回った経緯を知りたい。⑨落札率が99.55パーセントと高くなった経緯を知りたいというのが抽出した理由となります。

(松岡委員長)

ありがとうございます。それでは、ただいま抽出いただいた事案について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。はじめに、制限付一般競争入札の事案について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、インデックスの7の①、19ページをお開きください。「抽出事案説明書①」になります。発注方式は価格競争によります一般競争入札になります。発注部署は浄水課、工事名は浄青施6第2号、排水池流入扉更新工事になります。施工場所は、西区青山浄水場構内となりまして、工事の種別は、機械器具設置工事になります。

1番下の項目、契約までの経過につきましては、令和6年9月25日に開札をいたしまして、落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで、10月2日に契約を締結いたしました。

次の20ページをお開きください。工事概要を記載しましたので、ご覧いただきたいと思
います。それでは工事概要については、各所管課長がご説明申し上げます。

(事務局)

浄水課の平山と申します。よろしく申し上げます。

それでは、工事概要について説明いたします。浄水場で水道水を作る過程において、ろ過
池の洗浄で使われる水など、多くの作業水が発生します。工事の対象である排水池は、この
発生した作業水を一旦貯めておく施設で、この貯めた水は、再度水道水の原料として使用し
ます。この排水池の流入扉は、設置から54年経過し、老朽化の進行により、開閉動作に支
障をきたしているために、流入扉と開閉装置である電動機それぞれ2基を更新する工事です。
工事の施工では常に作業水が発生していることから、長期間の排水池機能を停止することが
できないため、写真右下のように仮設の止水板を設け、2池ある排水池の片側1池を運用し
ながら交互に作業を行わなければならない工事になります。工事概要については以上になり
ます。

(事務局)

それでは、次の21ページをご覧ください。入札公告になります。一般競争入札は公告に
よって不特定多数の者を募集いたしまして、入札により最も有利な条件を提示した者と契約
を締結するものです。一般競争における入札公告では、工事件名、履行期限、担当部署、建
設業法上の工種、開札日時などを公表いたしまして、この入札に参加できる条件を付してい
ます。

市民生活に直結する水道関連の工事では、水道独自の技術を必要とすることから、水道事
業関連の実績要件を付しまして、制限付一般競争入札として公告いたしております。この工
事については、下から5つ目の項目以下、「格付又は評点」や、その下の「営業拠点」に記
載のとおり、令和5・6年度新潟市水道局入札参加資格者名簿の機械器具設置の登録事業者
で、営業拠点は市内に本社・本店、支社・支店または営業所を有することといたしました。

さらにその下、実績要件としまして、上水道施設における、平成21年4月1日以降に竣
工した電動制水扉300×300ミリ以上の設置工事または更新工事の元請け実績があるこ
とといたしました。これらの入札参加資格要件は、局内で定期的に開催している、請負工事
等入札参加資格要件等審査委員会を経て、決定してございます。

それでは、次の22ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。委員からは、「一
般競争入札だが、申請1者かつ落札率が高くなった経緯を知りたい」との理由で、抽出して
いただきました。この結果を見ますと、入札参加数は1者となり、競争性が発揮される入札
にはなりません。浄水場などの水道施設は、特殊な機器、設備が多くを占めてござい

ます。この工事は先ほど申しあげました機械器具設置工事になりますが、写真でもお分かりのように特殊な仕様に基づく発注となります。申請者1者となった理由は、工事箇所が付随する排水池を運用しながら工事を施工しなければならず、必要となる仮設工事や施工方法の技術的な難易度が高かったこと、加えて実績要件も先ほど申しあげました、平成21年4月以降に同類の300ミリの設置・更新工事の実績を求めていることが影響しているものと思っています。

落札率が99.59パーセントと高くなった理由は、仕様に基づく扉と電動開閉部の機器の製作費だけでなく、浄水場の機能を止めることのないよう作業しなければならず、労務費や現場管理費で減額できないことが、落札率の高さにつながっていると推測をしています。

次の23ページをご覧くださいと思いますが、契約書の写しを添付しておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして2件目の案件に移ります。資料25ページをお開きください。「抽出事案説明書②」になります。発注方式は価格競争による制限付一般競争入札になります。発注部署は管路第2課になります。今年度、組織改正により管路第2課での工事につきましては、管路課に業務を引き継いでおりまして、管路第2課は現在ございません。

工事名は管2老支6第22号、配水管布設工事になります。施工場所は、東区北葉町他地内であり、工事の種別は、土木一式工事になります。1番下の項目、契約までの経過につきましては、令和7年2月18日に開札いたしまして、翌19日に落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえ、3月6日に契約を締結いたしました。

次の26ページをご覧ください。工事概要になります。それでは、この工事の概要につきましては、所管課長がご説明申し上げます。

(事務局)

管路課長の樋口と申します。よろしく申し上げます。

それでは、工事の概要を説明いたします。本工事は、配水支管更新事業に基づいて、老朽化した配水支管を耐震性能の高い配水管に更新する工事です。工事箇所は、緊急輸送道路である国道113号線上の日本貨物鉄道が交差する箇所を含んでおります。軌道下にある既設配水支管を更新するにあたり、軌道に影響がなく既設管の廃止を含めた効率のよい工法が必要となりました。その検討の結果、非開削工法であるSDF工法を採用しました。SDF工法とは、写真のように従来の工法では施工できない曲がり管を含む中小口径の既設管にステンレス・フレキ管を引き込み、管路の更新を行う新工法です。河川の下越しや交通量の多い道路横断など、開削が困難な場所に布設されている既設管の更新に有効です。SDF工法の施工にあたっては、立坑が必要となるため、工事に伴う騒音、振動の低減対策が不可欠とな

り、周辺環境へ十分に配慮した施工管理が求められました。工事の概要は以上になります。

(事務局)

続きまして27ページの入札公告になります。入札公告の下から4つ目の項目、「格付又は評点」、その下の「営業拠点」に記載のとおり、入札参加資格者名簿の土木一式工事の登録業者であり、格付けはS・A・Bランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有すること。さらにその下、実績要件では、この工事は、日本貨物鉄道の軌道下にある配水支管を更新することから、平成21年4月1日以降に、公共工事の元請実績があつて、かつ日本貨物鉄道株式会社から、鉄道工事に精通した会社（土木及び軌道）と認定されているもの。また、軌道工事管理者（在来線）として認定され、省令で定める教育を受講した技術者を配置できることとしました。これらは、鉄道会社より求められる資格を加えた要件設定になっています。

次の28ページの備考欄には、①積算疑義申立対象案件と②繰越承認を得た場合、履行期限は記載の日時まで延期する予定を記載しています。①の積算疑義申立対象案件とは、建設工事の入札におきまして、工種が土木一式、舗装、造園の3工種の工事につきましては、公開された設計書に誤りがある疑いが生じた場合に、入札参加者が開札後に質問できる案件であることを表しているものであります。積算疑義の申し立てがあれば、水道局で再度設計書を確認いたしまして、その質問に対して回答することになっています。質問の内容は、入札参加者全員が確認することができ、入札の公平性を維持しています。問題がなければ、入札を続行し、設計書に誤りがあれば、入札は中止となります。

続きまして、この工事は国からの補助金対象の工事になります。②の繰越承認を得た場合とは、管路の老朽・耐震化に対する国の補助金財源が、補正予算の繰越措置として認められた場合に依りて、当工事の履行期限を記載の日時まで延長することを示している内容になります。

次に入札結果ですが、29ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。入札結果をご覧くださいますと、参加業者のうち1者が失格になっています。失格理由は表の中ほど、備考欄の「失格は入札参加資格要件の欠格による」とあります。この事業者は鉄道会社が必要とする資格を有しないことから、失格となっています。

次の30ページをご覧ください。この案件については、委員より落札率が92.73パーセントとやや高くなった経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。この工事も価格競争によるものですが、工事を進めるうえで、軌道の管理者である日本貨物鉄道と協議を行うわけですが、鉄道は鉄道会社側が施工責任をする考え方があります。敷地内の工事にあたっては、鉄道工事に精通した者として、資格を有する者だけに請け負わせる条件で工事施

工を認めています。応札した事業者は、鉄道関連の工事について軌道工事監理者の資格認定を有しており、鉄道の安全を確保する条件に対応できる業者となります。資格を有する者は、大企業に在籍している傾向が強く、そのため、入札参加者も限られています。また、この案件につきましては、SDF工法の実施にあたり、使用材料は見積価格を公表していますが、この工法が、工事費全体の25パーセントを占めることや、施工内容の特殊性からも、土木工事の平均落札率91パーセントより若干上昇した結果となりました。

31ページには契約書の写しを添付してございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、33ページをお開きください。抽出事案③になります。発注方式は総合評価方式による一般競争入札で、発注部署は計画整備課になります。総合評価方式とは、価格のほかに技術的な要素を評価の対象に加えるもので、品質や施工方法などを総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものを落札者とする方式を言います。工事名は計巻施7第104号、監視制御設備更新工事になります。施工場所は、西蒲区の巻浄水場他構内となります。工事の種別は、電気工事になります。1番下の項目、契約までの経過につきましては、令和7年8月19日に開札いたしまして、総合評価方式による評価を行って、21日に落札候補者の決定、資格審査を行ったうえで、9月5日付で契約を締結いたしました。

次の34ページをご覧ください。工事概要になります。それでは、工事の内容の説明につきましては所管課長よりご説明いたします。

(事務局)

計画整備課長の小戸田と申します。

それでは、工事概要についてご説明いたします。この工事は、巻浄水場施設整備事業計画に基づき、巻浄水場、巻取水場、稲島配水場の監視制御設備の更新を行うものです。この監視制御設備とは、巻浄水場の中央監視室からポンプ設備や薬品注入設備などの自動制御と監視を行うための設備です。工事概要の下のほうに写真が2枚ついておりますが、左側が現在の巻浄水場の監視制御設備、新しくなると参考に図3と書いてありますけれども、阿賀野川浄水場で更新したときのイメージです。このような形に最新式の監視制御設備が設置されるということになります。

工事の特徴ですが、現在稼働中の監視制御設備をすべて停止した作業ができないため、稼働中の監視制御設備と新しい監視制御設備を並列運用し、常時新旧のどちらかで自動制御と監視が可能な状態を維持しながらの工事となります。さらに巻浄水場では、別途発注の関連工事も多く予定されておりますので、水道施設の要となる浄水場の運転管理を十分に理解し、日常の運用に支障をきたすことが無いよう、工事にあたっては、別途の関連工事を含めて十分な協議、調整を行うことが重要となります。工事の概要につきましては、以上になります。

(事務局)

続きまして、35ページは入札公告になります。入札公告の項目、下から4つ目の項目「格付又は評点」、その下の「営業拠点」に記載のとおり、同じく名簿の電気工事の登録業者で、格付けはAランクに認定され、営業拠点は日本国内に本社・本店を有すること。実績要件は、施設能力5,000立方メートル以上の水道施設における平成22年4月1日以降に竣工した監視制御設備の設計かつ据付工事の元請実績があるものといたしました。

さらに説明にもありましたように、24時間体制で設置設備の維持管理を行うことが可能であり、かつ緊急時には2時間以内に同設備の修理復旧に着手することが対応可能な営業所、代理店、提携会社等を有していることを条件といたしまして、公告いたしました。

総合評価の加点となる実績要件は、公告時に一緒に公表しています、個別説明書というもので、説明しています。

次の36ページをご覧ください。「低入札価格調査対象案件です」とあります。低入札価格調査につきましては、落札者を決定するにあたり、入札金額が適正な履行がなされるか、または公正な取引の秩序を乱していないかを調査することを目的として、最低制限価格を設定できない総合評価方式の案件を対象に導入しています。調査方法は、調査基準価格というものを設定いたしまして、それを下回った場合に、設計書を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ基準率を掛けまして、算出した価格を確認しています。落札候補者から提出された工費内訳書の内容をチェックいたしまして、仮に不適合となった場合、その入札者は失格となります。

次に37ページの総合評価方式に関する評価調書をご覧ください。表題に評価調書簡易Ⅲ型とございます。先ほど説明いたしました総合評価方式では、発注する工事の内容によって、評価方式を決めています。評価方式は大きく3つに区分されています。1つ目は簡易型、2つ目は標準型、3つ目は高度技術提案型とありますが、この工事につきましては1つ目の簡易型という型を、また3つの区分に分けた簡易Ⅲ型となります。浄水場の工事や特殊工事を対象とする型になります。ほかには、簡易Ⅰ型、Ⅱ型とございますけれども、一定の金額を境に、災害活動や修繕実績を重視して評価するものや、企業の施工能力を重視して、評価する型になります。

この評価調書を見ていただきたいのですが、上の表に施工上の課題を求める欄があります。この工事については、アでは、水道施設の運用への影響を考慮し、切替工事中における運転監視及び維持管理業務への負担を軽減した監視制御設備更新の施工計画について、イでは、長期間の安定稼働を考慮した監視制御設備の部品供給及びサポート体制について、具体的に提案を求めることといたしました。

2段目の表は、技術評価点の項目に対する配点を表しています。3段目の表は、入札者に対する技術評価の配点結果になります。簡易の施工計画、施工能力、地域貢献度などが点数化されています。表の右側に技術評価点の合計を表しておりまして、高得点者から順位がつけられています。

一番下の表は技術評価点（A）と入札額に対する価格評価点（B）を合計した点が総合評価点となりまして、高得点の順に順位をつけ、落札候補者を決めて、8月28日に決定を行ったという内容になります。

次の39ページをご覧ください。その評価結果を集約したものです。この評価結果とその内訳となる、先ほどの評価調書は、いずれも新潟市ホームページの入札契約結果で公開しています。

次の40ページ、41ページ、入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件につきましては、委員より、辞退3者のうえ、落札率は93.03パーセントとやや高くなった経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。予定価格からも高額案件になっています。入札参加者はいずれも経営規模の大きい会社ですが、辞退した3者の主な辞退理由は、他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったとの理由でした。そのほか、総合評価方式の入札では、技術資料の作成に時間や労力を要するために、資料提出前に辞退を決める業者もいるようです。落札率93パーセントにつきましては、監視制御装置という特殊な機器を含んだ入札では、先ほど浄水課の案件でもありましたように、仮見積を複数者から徴取して、市場価格の把握に努めており、設計書で、機器単体の基準の見積額を公表しています。それぞれのメーカーで算出した機器費の価格がその業者が作成する入札額に影響しているものと思われます。この工事費に占める機器費、ここでは監視制御装置部品になりますけれども、設計書に対するその割合が約87パーセントと非常に高くなっています。入札額は高額ですが、100万円単位の差による入札となっております、業者の積算能力の高さと、市場でのこの工事規模に対する相場が分かる入札結果となりました。機器費の見積額の公表が入札額の競争性を生み、価格による点数の差ではなく、施工計画や施工実績などの技術的要素を加えたことにより、入札が適正に行われた結果と言えます。落札率につきましては、前の案件同様に、電気工事の更新につきましては、平均落札率は約95パーセントとなります。この工事につきましては93パーセント水準だったため、契約は適正に行われたのではないかと分析しています。

次の42ページの契約書になります。後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして43ページをご覧ください。一般競争入札の最後の案件になります。発注方式は、制限付一般競争の価格競争になります。発注部署は計画整備課になります。工事名は、

計巻施7第103号、自家発電設備更新工事になります。施工場所は、西蒲区巻浄水場構内となりまして、工事種別は、同じく電気工事になります。一番下の項目、契約までの経過につきましては、令和7年6月19日に開札いたしまして、落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで、6月30日に契約を締結いたしました。

次の44ページをご覧ください。工事概要を記載しましたのでご覧いただきたいと思えますけれども、それでは工事内容の説明を同じく所管課長よりご説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、工事概要についてご説明申し上げます。この工事につきましては、巻浄水場施設整備事業計画に基づいて自家発電設備の更新工事を行うものです。この自家発電設備とは、災害などに備え、停電時に電気を供給する設備となります。工事の特徴ですが、自家発電設備の設備構成は大きく分けて、ディーゼル発電機と軽油7,000リットルを保有する地上式燃料タンクの構成となります。資料の真ん中の写真にもありますが、左側が自家発電装置、右側が燃料タンクというイメージの写真でございます。これらは、国の防災基本計画に従いまして、72時間、3日間程度の継続運転を可能とするものです。工事施工にあたっては、大きな制約はありませんが、関連工事との協議・調整を密に行いまして、令和8年11月末までの運用開始を目指しているところでございます。説明は以上です。

(事務局)

続きまして45ページの入札公告をご覧ください。同じく下から5つ目の項目、「格付又は評点」、その下の「営業拠点」に記載のとおり、入札参加資格者名簿の電気工事の登録業者で、格付けはAランクに認定されているものとし、営業拠点は日本国内に本社・本店を有している。さらに先ほどの案件と同様に緊急対応が可能な営業所、代理店、提携会社等を有していることを条件といたしました。

次の46ページ、47ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件につきましては、委員から、無効5者のうえ落札率が93.08パーセントとやや高くなった経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。無効につきましては、最低制限価格を下回りますと、無効扱いになります。この案件の場合、上の項目の中ほど、最低制限価格(税抜)が3億2,990万円のため、この価格より下の入札額の事業者は無効扱いになります。また、辞退業者は1者いましたけれども、理由は技術者の配置が困難となったためとの理由でした。

落札率93.08パーセントの理由は、この案件は競争性に優れた案件となったと思っております。先ほど申しました無効となる最低制限価格に近い価格の誤差約20万円で4者が競う結果となっております。大手企業の積算力の高さが表れていると思っております。この入札は価格競争ですので、80パーセントを超える機器費の算出をどのように見るかが、

入札額に大きく影響してきます。それぞれメーカー側の機器費の価格が、総合評価方式と違い、入札結果に直接反映されます。先ほどの案件と同様に機器費の基準見積額を設計書で公表しています。企業側のこの工事に対する受注意欲は高く、最低制限価格を狙ったレベルの高い入札になったと思っています。この工事も浄水場設備のため、製品の価格により高くなりがちですが、先ほど申し上げたとおり、電気工事の平均落札率は95パーセントを超えていますので、この案件も市場価格に応じた設計を行い、土木工事、配水管布設工事の平均91パーセントに比べ若干高くなっていますが、適正な価格で契約できたと認識しています。

次の48ページは契約書になります。以上で一般競争入札の説明を終わります。

(松岡委員長)

それでは、以上、4件につきまして、質疑等はございますでしょうか。

(今井委員)

今の④の事案なのですが、最低制限価格の前後ぐらいで皆さん入札をされているのですが、この最低制限価格を少し下回ったことで、無効になっている業者さんがけっこうあるのですが、この最低制限価格というのはどのように決めているのですか。

(事務局)

最低制限価格ですけれども、もとの設計書は、先ほど申し上げました直接工事費や一般管理費などで構成されており、その各項目に、ある程度パーセントを掛けています。その数字のほうは申し上げられないのですが、それらに基づいて私どものほうで計算した結果の金額を最低制限価格として設定しています。今、新潟市の最低制限価格は、基準として大体90パーセント程度と見ているということを市のホームページで公表しています。ですので、積算能力が高い業者ですと、大体、その基準数値に近くなると思います。

入札業者は、それぞれのメーカーの機器を見積額に反映させるとしますので、その機器費をどのように見込むか。私どものほうで基準の設計、基準となる見積額を公表していますが、内訳書を見ますと、その基準の価格よりも高い業者もいらっしゃいますし、低い業者もいます。その機器費の価格と、あとは労務費を合わせて、積算能力の高いところで、その数字を基準に狙ってくるというようなイメージでございます。

(今井委員)

このようなけっこう僅差ですと、コスト削減の観点からいうと、質が特に落ちていないということであれば、もう少し見直しされたほうがいいのかとか、今後の検討課題にしていただければいいかと思っています。

(事務局)

最低制限価格の設定につきましては、各市町村でそれぞれ考え方が違います。新潟市は一応、90パーセントという大体の数字を持っているのですけれども、国のほうからも大体、下が75パーセント、上が92パーセント。大体そのくらいの間の中で最低制限価格を設定するような指導が国土交通省からあります。その中で、新潟市は基準を定めているのですけれども、委員のご指摘のとおり、引き続き、その水準が正しいか、適正かどうかは検討していく余地があると思っています。ご意見ありがとうございます。

(松岡委員長)

ほかに質問はございますか。

(梅澤委員)

3つ目の総合評価方式で行われた事案で、37ページ目にある総合評価方式に関する評価調書というところで、技術的にも金額面でも、落札された横河ソリューションサービス株式会社が一番ということだとは思いますが、二番手の株式会社ジェスクホリウチも、技術点で言えば、同種類似工事の施工実績がちょっと劣るだけで、金額もほとんど差がないというような状況だとは思うのですよね。こういったところで、横河ソリューションサービスさんがもちろん技術でも、金額面でも優位性はあって、落札されて、二番手のほうに機会が回らないと、ずっと一番手のほうに落札する機会が回ってしまうのではないかと。同種類似工事の施工実績とかを高めていくとか、見積の価格をより精緻にやっていくというのを、大手以外の業者さんがやるには、何か道があったりするものなのかと。単純に疑問に思って、何かほかの業者さんにも競争性を持たせるために何か経験してもらおうというようなことは、価格が低い工事の案件でやったりすることと捉えられているのでしょうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。技術管理室の帆苺です。

ご指摘のように大きな力がある業者が連続して受注をする可能性があるということに対する一つの対策としては、一般的な工事であれば、受注1件について、次回以降はマイナス0.5点ずつという、技術点の総合評価における減点措置も設けておりますし、あと技術提案というのは、やはり各者得意分野、不得意分野というのがございますので、今回のこの工事については、横河ソリューションサービス株式会社の提案がよかったということではあります。また案件ごとに適切な技術提案のテーマを定めておりますので、そういったところでしたら、しっかりと差はついていくのかなと考えています。

(梅澤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(事務局)

ちょっと補足させていただきたいのですけれども、35ページの表の下から2番目に実績要件というものがございます。この中で、施設能力5,000立方メートル/日ということを書いてありますが、ここの巻浄水場の施設能力というのが、2万3,000立方メートル/日であります。通常、この実績要件は、この施設が持つ施設能力の半分程度、この場合ですと大体1万2,000立方メートル/日という要件になるのですけれども、この度の工事については、委員ご指摘のとおり、実績のない業者さんでも広く公募できるようにということで、さらにこの実績要件を下げた5,000立方メートル/日にしています。実績のない業者さんにも間口を広げておいて、応募してくださいねという対策は、一応取っているつもりなのですけれども、結果的に大手の業者さんしか応募してこなかったというところでございます。

(松岡委員長)

ほかに質問ございませんでしょうか。

それでは続きまして、指名競争入札について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは指名競争入札の説明を行いたいと思いますので、資料の49ページ「抽出事案説明書⑤」をご覧ください。発注方式は指名競争入札となります。発注部署が北工事事務所となります。工事名は、北改支6第8号、不断水仕切弁設置工事です。施工場所は、北区早通南2丁目他地内で、工事の種別は土木一式工事となります。指名業者数は9者で、辞退・棄権・失格は6者となっております。その下の指名理由、本工事の等級に対応する格付業者のうち、地理的条件を加味して指名しました。1番下の項目、契約までの経過につきましては、令和6年9月30日に開札いたしまして、翌日の10月1日に落札者を決定し、同日付で契約となっております。

次の50ページをご覧ください。工事概要になります。それでは、所管課長よりご説明申し上げます。

(事務局)

北工事事務所の佐伯です。よろしくお願いいたします。

それでは、工事概要について説明させていただきます。本工事は、仕切弁が少ない北区早通南2丁目地域に、漏水や有事の際、修理時に行う断水区域の縮小、いわゆる水が止まる地域を小さくするために、75ミリから200ミリに3か所、不断水にて仕切弁を設置する工事となります。不断水仕切弁の設置にあたっては、断水を伴わない特殊な工法のため、専門的な技術を要する全国でも限られた業者による施工となります。工事概要につきましては、以上となります。

(事務局)

次の51ページから53ページは入札通知書になっています。電子入札システムを介しまして、指名業者に通知されるものでございます。51ページには工事番号、工事名、工事場所、工期、開札日などを記載しています。

次の52ページには、最低制限価格、前払金について記載いたしまして、53ページには、工事概要を併せて、通知しています。あわせて、積算根拠となります設計書も公開されることとなります。

53ページの工事概要に記載されています、積算疑義申立対象案件です。指名競争につきましても、積算疑義申立期間を設けていまして、公表した設計書に対しまして、疑問点を問い合わせる機会を開札日の翌日の午後1時まで受け付ける制度を設けています。対象となる工事の工種につきましては、一般競争と同じく土木一式、ほ装、造園となります。予定価格は、原則すべての工事で事後公表としています。

次の54ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。委員からは、指名9者に対しまして、辞退6者と多くなった経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。指名競争の基準につきましては、新潟市水道局建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱に基づいて指名をしています。市内業者の優先や工事場所の地理的条件を考慮して、おおむね10者程度指名しています。入札結果を見ますと、有効札3者の入札額が、最低制限価格と同額となっております。最低制限価格を目指した入札額と言えます。このような配水管布設の土木工事の場合、設計条件表の中で使用している積算単価を公表しています。積算能力がある業者は、ほぼ最低制限価格と同額で入札することが可能と言えます。結果、同額のため、くじにより決定いたしました。

棄権が2者、辞退が4者となっておりますが、棄権につきましては、指名しましたが、応札もなく、辞退の連絡もなかった場合、棄権扱いとしています。辞退した4者の辞退理由につきましては、4者とも、ほかに工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったとの理由でした。そのほか、棄権した理由としましては、本工事は不断水で仕切弁を設置する特殊な工法で、専門の技術を必要とすることに加えて、工事場所はいずれも幅員6メートル未満の道路であり、歩行者などの安全確保、交通誘導員の配置はもちろん、近隣小学校の下校時刻には、特に注意が必要であることから、非常に注意を払う工事であるため棄権数が増えたと思っております。

56ページは契約書の写しになりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、57ページをご覧ください。抽出事案⑥になります、発注部署は、浄水課になります。工事名は浄満施6第3号、秋葉送水残塩計更新工事になります。施工場所は、秋

葉区満願寺浄水場構内となり、工事種別は電気工事です。指名業者数は10者で、辞退・棄権・失格は7者となっており、その下、指名理由は、特殊な技術を有する業者を指名しました。1番下の項目、契約などの経過につきましては、令和6年11月27日に開札しましたけれども、予定価格を超過したため、翌28日に再入札を行い、予定価格内になったことから、同日付で契約した案件になります。

次の58ページをご覧ください。工事概要になります。それでは、工事概要につきまして、所管課長よりご説明申し上げます。

(事務局)

それでは、工事概要について説明いたします。工事は満願寺浄水場の管理棟の中にあります、水質計器室内になります。工事対象の残塩計は、浄水場での水作りにおいて水質基準のひとつである残留塩素濃度を常時測定するために設置している機器になります。当該機器は、設置から25年経過して、老朽化が進んでいることから、測定値が不安定となってきたために機器の更新をするものです。工事にあたり、写真上段の2枚をご覧ください。写真のとおり、新旧機器の形状が異なっていますので、架台、もしくは接続する配管の改造が必要になる工事になります。簡単ではありますが、工事概要は以上になります。

(事務局)

次の59ページから60ページは、入札通知書になります。項目は同じですので、説明は省略させていただきます。

次の62ページから63ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件につきましては、委員より辞退7者、無効1者のうえ、落札率が98.59パーセントと高くなった経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。1回目の入札結果をご覧いただきたいと思いますが、5者超過、無効1者、辞退4者となっています。予定価格、最低制限価格に対し、ばらつきのある入札額となりました。電気工事におけます機器費や材料費につきましては、先ほども説明しましたけれども、業者による価格を設計書に盛り込んで設計しています。機器費などは価格を公表していますが、業者ごとに仕入れ価格は異なるため、入札額もばらつく傾向にあります。辞退者の理由は、他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったとの理由でした。

2回目の再入札は、超過した5者が再入札の権利を有していますが、結果、札入れは2者となりました。そのほか3者は、辞退届が提出されて、辞退理由は、積算コストに比べて受注する可能性が低く、受注意欲がないとの回答でした。入札額を低くしてまでも、受注はしないという意思の表れだと思います。なお受注者の入札行動ですけれども、予定価格、最低制限価格の企業側の算定が難しかったことが推測されます。1回目の入札額は企業利益を優先

した高めの入札額で入札して、入札状況を見据えたような入札になっています。

2回目となる再入札は、1回目の最低入札額を公表しますので、他の業者の入札額が推測でき、落札を取りに来たものと推測できます。予定価格と最低制限価格に幅がなく、機器費の仕入価格が入札額に大きく影響することもあるとあって、結果的に落札率が高くなったと分析しています。

次の64ページは契約書になります。

続きまして、65ページをご覧ください。指名競争、最後の案件でございます。発注部署は、管路課でございます。工事番号は管老導7第201号、取水管試掘工事になります。施工場所は、江南区久蔵興野他地内となりまして、工事の種別は土木一式工事になります。指名業者数は12者で、辞退・棄権・失格は6者、その下、指名理由は、本工事の等級に対応する格付業者のうち、地理的条件を加味して指名いたしました。指名業者につきましては、業者所在地が、江南区、秋葉区、南区を所在地とする業者を指名しています。1番下の項目、契約までの経過につきましては、令和7年7月3日に開札いたしまして、翌日の4日に落札者を決定し、8日付で契約を締結いたしました。

次の66ページをご覧ください。それでは、工事概要につきましては、所管課長よりご説明を申し上げます。

(事務局)

工事の概要を説明いたします。今回、工事対象となる信濃川取水場向け取水管、2条ありますが、信濃川取水塔より取水した原水、信濃川河川水ですね、それを信濃川取水場へ自然流下で送っており、青山浄水場及び信濃川浄水場への原水供給において重要な管路です。本工事は、基幹管路整備更新計画に基づいて、この取水管耐震性能を向上させるため、弱点となる継手部に対し、どのような耐震補強が可能か、調査するための試掘となっております。工事箇所は、取水管の継手部にある信濃川右岸の堤防付近と、信濃川取水場構内の2か所で、継手の曲がりや埋設位置などの状況確認を開削により調査します。調査にあたっては、継手部を確認するために、深さ約4メートルの掘削が必要となり、稼働中の取水管や周辺への影響を生じないように、安全かつ確実な施工が求められました。以上になります。

(事務局)

次の67ページから69ページは入札通知書になります。

飛びまして、次の70ページ、71ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件につきましては、委員より、辞退・棄権6者、無効2者となった経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。入札結果は、入札額同額のため、2者による電子くじにより落札者が決定いたしました。まず、70ページの無効につきましては、最低制限価格の下回り

により無効になっています。70ページから71ページにかけての棄権は入札に参加するか、辞退するかの回答がなかったもので、辞退した理由は、先ほどと同様に、技術者の確保ができないとの回答でした。先ほどの写真にもあるように深さ4メートルと規模の大きい掘削や稼働中の取水管や近隣の住宅周辺への安全対策などの配慮が求められる、難易度の高さを企業側で考えて、辞退・棄権数が50パーセントとなったと推測しています。

72ページは契約書の写しになります。後ほどご覧いただきたいと思います。以上で、指名競争の説明を終わります。

(松岡委員長)

それでは以上3件につきまして、質疑等はございますでしょうか。

(澤栗委員)

今ほどの指名競争につきまして、54ページ、同じ金額で入札がありまして、くじで決定というのは平等なのかと思うのですけれども、最低制限価格というのはどういう形で決まって同じ金額になったのか、そこをちょっと教えていただきたいのですが。

(事務局)

最低制限価格と同じという意味でよろしいでしょうか。先ほども少し申し上げたのですが、私どもの水道管の工事につきましては、設計書の主となります単価ですね。材料費とか、労働費とかの単価につきましては、市のほうで土木の積算基準がありまして、その金額は公表してございます。最低制限価格につきましても、先ほど申したとおり、ある程度のパーセントを公表していますので、業者側も様々なソフトを使いまして、設計書の金額は非常に精度が高くなっています。ほぼ最低制限価格を狙い撃ちできるというような状況になっていまして、その最低制限価格を狙いに行っても、ほかの業者がいた場合、くじ引きになるのですけれども、取りたい業者は、その最低制限価格を狙ってきます。逆に中には、最低制限価格を狙わないで、あくまでも企業の利益を優先して入札してくる業者もいますので、そうしますとやはり最低制限価格に近い業者が落札となりますので、受注する機会は少なくなります。配水管布設工事につきましては、指名競争、一般競争の価格競争につきましても、最低制限価格でのくじ引きの割合が非常に高くなっています。令和7年度の上半期だけですが、一般競争でくじによって決まった割合が約52パーセント、指名競争でくじによって決まった割合は92パーセントと非常に高くなっています。それだけ最低制限価格を狙って取りにいつているというような状況があります。

(澤栗委員)

よく分かりました。どうもありがとうございました。

(松岡委員長)

ほかに質問ございますでしょうか。

すみません、私からひとつお聞きしたいのですけれども、先ほどの指名競争入札⑥の案件なのですけれども、再入札が行われるときに、超過5者が再入札の権利を有しておられるというご説明だったと思うのですが、私の推測なのですけれども、おそらく1回目で無効だと、無効の人は再入札の権利がないというように何か法令で決まっているのではないかと思うのですが、ただ、それを考えますと、予定価格より高いと超過で最低制限より低いと無効とするのは妥当なのかと思っていて、資格を満たさないから無効だったら再入札の権利はなくもいいと思うのですけれども、資格は有していて1回目は最低制限を下回ってしまって無効扱いになったために、2回目は参加させてもらえないというのは、何かちょっとその権利が不当に制限されているのではないかと思うのですけれども、そこはいかがなのでしょう。

(事務局)

こちらの入札結果を見ますと、今、委員長がおっしゃったとおり、超過であれば再入札ができます。最低制限価格を下回ると無効の扱いになりますが、基本的に地方自治法の施行令の中で最低制限価格を設定することができるという項目はあります。他の自治体も最低制限価格を設定しているのですけれども、その最低制限価格を設定する意味合いというのは、私も発注側のその工事に対する品質の確保です。あまりにも金額が低い、最低制限価格を設定していないといくらでも下になった場合、その工事の品質を確保できているのかと。あとダンピングの防止とか、そのようなために最低制限価格というものを設定して、ある程度工事の品質を確保する点で、予定価格よりも最近制限価格の設定の意味合いのほうが重いというような意味があると思います。その最低制限価格を下回った場合に工事の品質を確保できるのか、ダンピングがないのかという点に着目すると、最低制限価格を下回ったものについては無効とする扱いで運用しています。

委員長がおっしゃるように、一度、最低制限価格を下回ったから再入札の権利がなくなるのではなく、2回目のチャンスを与えてもいいのではないかというようなことはごもっともだと思います。ですが、今の制度上、今申したように、最低制限価格を下回ったものについては無効扱いするというような考え方は変わりません。

(松岡委員長)

今の関連なのですけれども、先ほども最低制限価格の割合が、新潟市はおおむね90パーセントっていうご説明があったかと思うのですけれども、それは新潟市が決めるのですか。どういう機関がどういう根拠に基づいて決めるのか。例えば、全国的にいろいろな自治体ごとの最低制限価格の率とか、根拠みたいなものを調査されて、精査されて、90パーセントにしているのか。新潟市が財政難の中で、指導の75から92パーセントの中の90を取っ

ているというのは妥当性があるのか。最低制限価格以下で無効になることもかなりの案件あるみたいな気もしますし、常識的に言って1割引より低いとだめというのは、普通の買い物の感覚からすると、2割引くらいまでであってもいいのかなとか思ったりもするものですから、その辺り可能な範囲でお教えいただければと思うのですが。

(事務局)

最低制限価格の設定につきましては、市に準じています。市の最低制限価格の設定につきましては、90パーセント程度という形なのですが、元々最低制限価格というのは、国が使用する、いわゆる低入札価格の調査基準という数字があって、その数値は国の機関である中央公共工事契約制度運用連絡協議会が最低制限価格の基準となる数値を出しています。そこが直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で、水準として、75から92パーセントぐらいの基準をもとに、それぞれの自治体で設定する運用になっています。他都市の状況からも大体、8、90パーセントぐらいの水準になっています。私どものほうの経営の立場からすると、最低制限価格を下げればそれだけ費用が安くなるのですが、業者の育成という観点からも、下げると業者側の売り上げにも影響するというところで、最低90パーセントの基準の考え方で運用しています。

(松岡委員長)

ほかよろしいですかね。

それでは続きまして、一者随意契約について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは一者随意契約につきましてご説明申し上げます。73ページをご覧ください。抽出事案説明⑧になります。

北工事事務所発注の工事名は、撤6第15号、配水管撤去工事になります。施工場所は北区須戸地内で、工種は土木一式工事になります。契約業者は、第一建設工業株式会社新潟支店でございます。随意契約の理由は、後ほどご説明申し上げます。一番下の契約までの経緯でございますけれども、令和6年10月21日見積合わせを行いまして、同日付で契約いたしました。

次の74ページには、工事概要を記載しましたのでご覧いただきたいと思います。

それではこの内容につきまして、所管課長よりご説明を申し上げます。

(事務局)

それでは工事概要について説明させていただきます。本工事は北区須戸地内のJR軌道下に埋設してあります、廃止となった250ミリの配水管にセメント系のグラウト材を注入し、空洞を埋める工事となります。今回の工事につきましては、JRの軌道下となるため、JR

の認める資格を有している施工業者に限定されます。なおかつ工事における列車見張り員や線路の状況確認員など、さまざまな制約がある中での施工となります。工事概要については以上となります。

(事務局)

この工事は、一者随意契約するまでに2回の入札不調による経緯を踏まえて、随契としていきます。1回目は令和6年1月に、鉄道管理の工事のため、業者ランクによる指名業者選定は行わず、鉄道の工事の有資格者事業者を指名いたしまして、指名競争入札を行いました。1者から応札がありましたが、そのほかは全者辞退となりました。新潟市では、入札者が2者に達しないと中止扱いとしていますので中止といたしました。2回目も同年の8月に指名競争入札を実施いたしました。これも入札者が2者に達しないため、中止となった案件です。最低価格を提示した会社に、不落随契の協議連絡を行いました。直営では施工できず、水道工事店を下請けとするために、経費がどうしてもかかるため、値下げはできないとの回答を受けております。また、夜間の施工も懸念材料の一つであるとのこと。我々としては、時間的な制約もあるものですから、もう指名競争をしている時間はないということで、一者随意契約とする方針といたしました。

75ページの随契の理由としましては、本件は軌道の陥没事故を防ぎ、列車の安全な運行を確保するため、JR東日本白新線の軌道下に残置された配水管にグラウト剤を注入して、使用を廃止する工事になります。なお、JR東日本からの工事許可期間が定められておりまして、時間的制約があることから、競争入札に付す場合、時期を失い上記の目的を達することができなくなり、市民生活に支障をきたし、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれがある。それを回避するために、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができない」の規定による随意契約をせざるを得ないものと判断いたしまして、過去の入札において予定価格に近い実績を持つ記載の事業者意思を確認したところ、受注意思を示してくれたことから、随意契約を行う方針とした案件であります。

次の76ページ、見積通知書になります。見積合わせを水道局の入札室で実施いたしまして、価格の協議を行っています。

次の77ページ、入札・契約結果になります。JR東日本側から、工事許可の期間が定められておりますので、見積を徴取し設計内容を見直して、改めて標記の業者と見積合わせを実施することといたしました。

梅澤委員から、落札率が90パーセントを下回った経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。見直した設計書の内容は、見積と材料などのその他の項目で構成されていま

すけれども、グラウト充填工及び材料などのそれ以外の経費の部分で、業者側が低く積算したと推測されます。これまでの入札の経緯や、特定の事業者でしか請け負えないという理由を説明いたしまして、交渉の結果、落札率は低い結果となりました。

次の78ページをご覧くださいますと、契約書になります。後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、抽出案件の最後となりますが、79ページ、抽出事案説明⑨をご覧くださいませうでしょうか。浄水課発注の工事名、浄青施7第2号、保護継電器更新工事となります。施工場所は南山配水場構内で、工種は電気工事になります。契約業者は東芝インフラテクノサービス株式会社新潟支店になります。随契理由は後ほどご説明申し上げます。契約までの経緯ですが、令和7年9月10日に見積合わせを行って、9月19日付で契約いたしました。契約日が遅れた理由は、電子契約によって契約しておりまして、受注者側の電子契約のサインにおける社内決裁に時間を頂きたいという連絡がありましたので、この日付になっています。

次の80ページには、工事概要を記載してございます。工事の内容につきましては、所管課長よりご説明申し上げます。

(事務局)

それでは、工事概要についてご説明いたします。工事は南山配水場の電気室内になります。工事の対象機器である保護継電器は、写真のとおり電気盤の電気回路に取りつけられており、電気設備の異常を検知した際に電気を遮断し、事故を防ぐ安全装置です。このため、正常かつ確実な動作が求められることから、計画的な更新を行う必要があり、該当する機器を更新するものです。工事にあたりましては、安全に作業を行うため、施設をすべて停電して作業を行う必要があり、また機器の交換後には、既存の電気設備と組み合わせた動作試験及び調整を行うために、既存の設備に精通した技術者により作業を行う必要がある工事になります。工事概要については以上になります。

(事務局)

81ページは随契理由になります。当該機器は、受変電設備と密接な保護用設置のため、機能増設にあたっては、既設の受変電設備との組み合わせを考慮した機器選定と試験調整をしなければなりません。また既設の受変電設備は、製造業者独自の技術に基づき設計しているため、工事を行うには製造業者の技術と管理がなければ、動作確認や関連する機器間の調整は履行不可能です。よって、当該受変電設備の製造業者で技術者を唯一派遣できる、当該業者との随意契約とするとしております。これらの内容は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の「その性質または目的が競争入札に適さないもの」に該当すると判断

いたしまして、随意契約を行いました。

次の82ページをご覧ください。見積通知書になります。次の83ページをご覧ください。入札・契約結果の詳細になります。この案件は委員より、落札率が99.55パーセントと高くなった経緯を知りたいとの理由で抽出いただきました。先ほども申し上げたように、この更新工事を行うには製造業者の技術と管理が必要なことに加えまして、そのメーカーの製品を使用しなければならないことから、製品の算出には、仮見積を徴取いたしまして、その価格を設計書に反映しています。落札率が高い理由は、この工事につきましても、設計額に対して、機器費と輸送費が、設計額全体の92パーセントを占めています。利益を優先に考えて、企業努力による値引きはできない姿勢を崩さない方針と推測できます。これらの原因から高い落札率になったと推測できますけれども、見積合わせにて少しでも価格を抑えるために価格交渉を行います。ですが、値引き交渉が難しく、やむを得ず、落札率が100パーセントに近い高いものとなることもあります。比較的、一者随意契約の場合、落札にあたって、業者から少し強気の姿勢が伺えます。値引きできないというような姿勢もありますので、比較的、一者随契につきましても、落札率が高くなる傾向にあります。

以上で一者随意契約の説明を終わります。

(松岡委員長)

それでは、以上2件につきまして、質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、本日予定していた議事につきましては、すべて終了いたしました。全体を通して何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(石塚委員)

教えていただきたいのですが、一者随意契約なのですが、いろいろな人にチャンスがあったらいいのではないかと思うわけなのですが、選ぶときの優先順位というのは、技術的実績で信頼が置ける場所なのか、もしくは例えば、地理的に近いからという効率性の部分とかいろいろあるかと思うのですが、もし何か大きい方針があるようであれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

浄水場等の施設の案件で一者随契のケースが多くなります。というのは、浄水場の設備の導入にあたっては、メーカーの製品が多いことから、その設備の更新とか修理となりますと、どうしてもそこの技術者しか見られない、そこの人たちしか触れないというような傾向が強くと、最初に機器を導入した業者が、引き続き一者随契になる傾向が強いです。ですので、地域性とか、価格が安いとかではなく、最初に入れた業者がどこであるか。その業者、そのメ

一カーの代理店はここでしか扱っていないとの理由が、入札に適さない特別な要件というような条件になりますので、一者随契とさせていただきます。

(松岡委員長)

ほかに質問やご意見ございますか。よろしいですか。

それでは本日の議事は以上で終了となります。委員の皆様には議事運営にご協力をいただき、まことにありがとうございました。事務局におかれては、出された意見等についてご検討くださいますようお願いいたします。私からは以上です。事務局へお返しいたします。

(司 会)

ありがとうございました。事務局より1点ご連絡させていただきます。次年度、令和8年度前期の定例会議の開催については、例年どおり7月から9月ごろの開催予定にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですかね。ありがとうございます。具体的な日程については、後日調整のうえ、ご連絡させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。